

表 1 2025 年 6 月 30 日に公布された商業大臣規則第 16～24 号の概要

法令名	規制対象の概要及び商品グループ
商業大臣規則 2025 年第 16 号 (一般規則)	輸入規制に係る一般規則
商業大臣規則 2025 年第 17 号 (繊維製品)	a. 織物、カーペット、その他の繊維床敷物 b. ろうけつ染め及びろうけつ染めモチーフの織物及び織物製品 c. その他の繊維製品 d. アパレルおよびアクセサリー
商業大臣規則 2025 年第 18 号 (農畜産物)	a. 動物および動物製品 b. 米 c. 砂糖 d. トウモロコシ e. ニンニク f. 園芸製品
商業大臣規則 2025 年第 19 号 (塩及び水産物)	a. 塩 b. 真珠 c. 種苗、稚魚、真珠の核 d. 水産物
商業大臣規則 2025 年第 20 号 (化学品、危険物、鉱業原料)	a. 潤滑油原料 b. セメントクリンカーおよびセメント c. ダイヤモンド原石 d. 非医薬品前駆体 e. 石油および天然ガス f. ニトロセルロース (NC) g. 商業用爆発物 h. オゾン層破壊物質 (BPO) i. 危険物 (B2) j. ハイドロフルオロカーボン (HFC) k. 特定の化学物質 (BKT)

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

<u>商業大臣規則 2025 年第 21 号</u> (エレクトロニクス・テレマティクス)	a. カラー複合機、カラー複写機、カラープリンター b. 携帯電話、ハンドヘルド PC、タブレット PC c. エレクトロニクス d. 冷凍システム関連製品
<u>商業大臣規則 2025 年第 22 号</u> (特定の工業製品)	a. 鉄鋼、合金鋼およびその派生製品 b. タイヤ c. 半完成手工具 d. セラミックス e. 板ガラスおよび安全ガラス f. サッカリン、シクラメート、アルコール含有臭気調剤 g. アルコール飲料原料 h. 下流プラスチック製品 i. バルブ
<u>商業大臣規則 2025 年第 23 号</u> (消費財)	a. 食品および飲料 b. 伝統医学および健康補助食品 c. 化粧品および家庭用健康用品 d. 玩具 e. バッグ f. アルコール飲料 g. 靴 h. 二輪および三輪自転車
<u>商業大臣規則 2025 年第 24 号</u> (中古品、廃棄物)	a. 中古材 b. 中古のリチウム電池 c. 産業原料としての非 B3 廃棄物

(出所) 商業大臣規則 2025 年第 16～24 号を基にジェトロ作成

○改正に伴う変更の概要

表 2 商品カテゴリーごとの輸入規制の緩和状況

No	商品カテゴリー	HS コード 数	変更前の規制	変更後の規制
1	林業製品	441	PI(PI 取得には技術診断書（林業省）が必要)	制限なし
2	食品トレー - 鉄または鋼、合金鋼、その派生製品	2	PI および LS (PI 取得には技術診断書（工業省）が必要)	制限なし
3	補助金の対象となる肥料	7	PI(PI 取得には技術診断書（農業省）が必要)	制限なし
4	靴	6	PI および LS	LS のみ
5	二輪および三輪自転車	4	PI および LS	LS のみ
6	その他の燃料	9	PI (PI 取得には技術診断書（エネルギー・鉱物資源省）が必要)	制限なし
7	プラスチック原材料	1	PI	制限なし
8	サッカリン、シクラメート、アルコール含有臭気調剤	6	PI および LS (PI 取得には技術診断書（工業省）が必要)	LS のみ
9	特定の化学物質	2	PI および LS (PI 取得には技術診断書（工業省）が必要)	LS のみ
10	真珠	4	PI および LS (PI 取得には技術診断書（海洋水産省）が必要)	LS のみ

表 3 PI 発行要件の変更

No	商品カテゴリー	HS コード 数	変更前の規制	変更後の規制
1	衣料品及びアクセサリ	322	PI および LS	PI および LS (PI 取得には Pertek（工業省）が必要)

(注) PI：輸入承認、LS：船積み前検査（輸出国において輸出前に実施される貨物検査）。

(出所) 商業大臣規則 2025 年第 16～24 号を基にジェットロ作成